

# 秋田県公報

## 目 次

### 規 則

- 秋田県消防、水防功労者表彰規則の一部を改正する規則  
(三・総合防災課)……………1
- 秋田県十和田湖公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則(四・下水道課)……………1

### 告 示

- 都市公園の供用開始の一部改正(八二・都市計画課)……………1
- 道路区域の変更及び供用開始(八三・道路課)……………1

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………2
- 土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)……………2
- 県営土地改良事業の換地処分(北秋田地域振興局農林部)……………2
- 土地改良区の役員の退任の届出(山本地域振興局農林部)……………2
- 選挙管理委員会告示  
○公職選挙法執行規程の一部を改正する規程(二一)……………2

## 規 則

秋田県消防、水防功労者表彰規則の一部を改正する規則を(こ)

一 道路の区域及び供用開始の区間

県 道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
			大曲田沢湖線	大仙市大花町四番一六地先から八五〇番二二まで	六・九〇～一六・〇〇	〇・一四八
			大曲田沢湖線	大仙市大花町四番一六地先から八五〇番一まで	九・七〇～一三・五〇	〇・一八六

に公布する。

平成二十一年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第三号

秋田県消防、水防功労者表彰規則の一部を改正する規則  
秋田県消防、水防功労者表彰規則(昭和三十一年秋田県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「および」を「及び」に改め、同条第三号中「ならびに」を「並びに」に、「および」を「及び」に改め、同条第四号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

#### 四 市町村

第三条第一項の表彰状を授与する表彰消防機関水防機関消防吏員消防団員水防団員の項の次に次のように加える。

市 町 村	前年の一月一日から十二月三十一日までの間に当該市町村の区域内において火災を発生させず、他の模範と認められること。
-------	--

第四条第一項中「認められるもの」の下に「(市町村を除く。)」を加える。

第五条の見出し中「を受けるもの」を削り、同条に次の一項を加える。

3 知事は、第三条第一項の規定による表彰を受ける事由に該当すると認められる市町村に対して表彰を行うことを決定するものとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県十和田湖公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則

を(こ)に公布する。

平成二十一年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第四号

秋田県十和田湖公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田県十和田湖公共下水道条例施行規則(平成三年秋田県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。  
(補則)  
第二十条 この規則に定めるもののほか、公共下水道の管理に關し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

## 告 示

### 秋田県告示第八十二号

都市公園の供用開始(昭和五十四年秋田県告示第三百四十二号)の一部を次のように改正し、平成二十一年二月二十七日から施行する。

平成二十一年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

別紙図面を次のように改める。

(「次のように」は、省略し、変更後の図面は、建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

### 秋田県告示第八十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成二十一年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

公 告

- 二 供用開始の期日 平成二十一年二月二十八日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十一年二月二十七日から同年三月十二日まで

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年二月十七日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あきた白神の森倶楽部
  - 三 代表者の氏名  
大 高 一 成
  - 四 主たる事務所の所在地  
秋田県山本郡藤里町柏毛字阿弥陀岱百八十五番一号
  - 五 定款に記載された目的  
この法人は、白神山地やその周辺の自然についての調査研究と、その保全に関する事業を行い、自然環境保護の啓発及び地域の活性化、自然を活用した産業の育成、環境教育の普及、さらには温暖化防止等のための植林活動に寄与することを目的とする。
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大館市釈迦内土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十一年二月十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
- 平成二十一年二月二十七日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 平成二十一年二月二十日県営土地改良事業(坊沢地区経営体育成基盤整備事業(区画整理))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
- 平成二十一年二月二十七日

選挙管理委員会告示

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、三種町鶴川土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名  
山本郡三種町鶴川字萱刈沢二十番地 佐々木一三

秋選管告示第二十一号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年二月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程  
公職選挙執行規程(昭和二十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正する。

別表第一中

医療法人明光会五十嵐病院	秋田市土崎港中央四丁目六番四十一号	を
医療法人明光会五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央二丁目十七番二十三号	に

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(83)八七六六 FAX(83)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄